

中央区内集合住宅への防災及びコミュニティ形成等支援要綱

平成28年3月31日 中央区長決定

令和6年4月1日 最終改定

第1章 総則

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、近年、従来商業利用されていた場所にタワーマンションが建設されるなど、中央区内に集合住宅が増加していることから、集合住宅における防災力の向上及び既存の地域コミュニティとの交流を推進するため、集合住宅での防災に関する取り組み支援及び居住する住民相互のコミュニティの形成・活性化を支援することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 コミュニティ形成等支援の対象団体は、中央区内に立地する総戸数50戸以上の集合住宅（以下「マンション」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する団体であつて、暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないものとする。

- (1) 管理組合
- (2) 自治会
- (3) 前2号に該当しないもののうち、自己の居住するマンションでの防災力の向上、またはコミュニティ形成を図ることを目的として住民により結成された団体
- (4) 令和4年度以前より、当該助成を利用したことがある団体
- (5) その他中央区長（以下「区長」という。）が特に認めるもの

第2章 活動経費の助成

(支援の対象となる活動)

第3条 支援の対象となる活動は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) コミュニティの形成・活性化に資するものであり、助成期間終了後も自主的な活動の継続が見込まれること
- (2) 中央区内のマンションに係るものであること
- (3) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと
- (4) 神戸市及び神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること

(支援内容)

第4条 区長は、支援の対象となる活動に対して、予算の範囲内で、次に掲げる活動の助成を行うことができる。

- (1) 対象マンション内でのコミュニティづくり等の企画や実施にかかる費用
- (2) 対象マンションと地域団体等とのコミュニティづくり等の企画や実施にかかる費用

2 前項の活動経費の助成は、1団体に対し10万円を上限とする。

3 同条第1項の活動経費の助成は、(1)については、同一のマンション等に対して3会計年度を超えて行うことはできない。(2)については、同一のマンション等に対して、(1)の期間を含めて5会計年度を超えて行うことはできない。

4 前項の活動経費の助成は、令和7年2月末日をもって終了とする。

5 活動経費の助成は、第3章のアドバイザー派遣及び第4章の防災活動に必要な資材購入費に対する助成と併用することができる。

(助成の基準等)

第5条 活動経費の助成は、次の各号に掲げるものについては対象から除外する。

- (1) 飲食代金(但し、無料で提供するものに限り、当該活動の実施に直接必要な材料費及び熱中症対策用の飲料等は可。)
- (2) 備品(消費税を含め取得価格が単品で2万円以上のもの)の購入にかかる経費
- (3) 活動に直接利用しない備品の購入にかかる経費
- (4) 団体構成員の人件費及び報酬、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (5) 領収書がない等用途が不明のもの
- (6) 活動の助成対象期間外における経費
- (7) その他支援の趣旨に合致しないもの

(助成期間)

第6条 助成対象期間は、当該助成を実施する年度の4月1日から翌年2月末日までとする。

2 支援決定前に実施した活動についても助成対象に含めるものとする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、中央区「防災・コミュニティ助成」支援申請書(様式第1号。以下、「支援申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 団体概要(様式第2号)
- (2) 活動企画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)

(要件審査及び交付の決定)

第8条 区長は、活動の目的、内容及び効果等を審査のうえ、助成金の交付並びに交付予定金額を決定し、その結果を中央区「防災・コミュニティ助成」支援決定通知書(様式第5号。以下、「支援決定通知書」という。)により、申請団体に通知する。

2 前項の場合において、区長は支援の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(活動の変更等)

第9条 前条により助成の決定を受けた者(以下、「支援決定団体」という。)は、活動の内容若しくは遂行計画又は活動に要する経費の配分の変更をする場合においては、速やかに中央区「防災・コミュニティ助成」計画変更申請書(様式第6号。以下、「計画変更申請書」という。)を区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を中央区「防災・コミュニティ助成」計画変更承認通知書(第7号様式。以下、「計画変更承認通知書」という。)により、支援決定団体に通知するものとする。

(活動報告書の提出)

第10条 支援決定団体は、活動終了後1ヶ月以内又は交付決定を受けた年度の3月10日までのいずれか早い時期に、中央区「防災・コミュニティ助成」活動報告書(様式第8号。以下、「活動報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 収支決算報告書(様式第9号)
- (2) 領収書
- (3) 記録写真・パンフレット・チラシなど

(助成金交付額の確定)

第11条 区長は、前条の活動報告書を審査のうえ、交付すべき助成金額を確定し、支援決定団体に対して、中央区「防災・コミュニティ助成」交付額確定通知書(様式第10号。以下、「交付額確定通知書」という。)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 支援決定団体は、前条の交付額確定通知書(様式第10号)を受領後ただちに中央区「防災・コミュニティ助成」請求書(様式第11号。以下、「請求書」という。)により請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を当該団体に支払うものとする。

第3章 アドバイザー派遣

(支援の対象となる活動)

第13条 支援の対象となる活動は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防災力の向上に資するものであり、助成期間終了後も自主的な活動の継続が見込まれること
- (2) 中央区内のマンションに係るものであること
- (3) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと
- (4) 神戸市及び神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること

(支援内容)

第14条 区長は、予算の範囲内で、支援の対象となる活動に対して、助言及び指導を行う者を派遣(以下「アドバイザー派遣」という。)することができる。

2 前項のアドバイザー派遣は、同一のマンション等に対して2会計年度を超えて行うことはできない。ただし、令和元年度までにアドバイザー派遣を受けたマンション等については、3会計年度を上限とする。

3 アドバイザー派遣は、第2章の活動経費の助成と併用することができる。

(支援期間)

第15条 支援対象期間は、当該支援を実施する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(派遣業務)

第16条 アドバイザー派遣は、対象団体に対し次に掲げる業務を行う

- (1) 防災マニュアルの検討及び作成支援
- (2) 防災マニュアルの検証、防災訓練の企画、運営支援
- (3) 地域団体や他のマンションとの合同による防災訓練の企画、実施
- (4) ワークショップ等での専門的・技術的支援
- (5) その他防災の取り組みへの支援

(派遣の申請)

第17条 アドバイザーの派遣を受けようとする団体は、支援申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 団体概要(様式第2号)
- (2) 活動企画書(様式第3号)

2 前年度以前にアドバイザー派遣を利用しており、継続して利用する団体は、当該年度の第1回アドバイザー派遣以前に、中央区「防災・コミュニティ助成」アドバイザー派遣依頼書(様式第12号)を提出して区長に依頼するものとする。

(要件審査及び派遣の決定)

第18条 区長は、活動の目的、内容及び効果等を審査のうえ、派遣するか否かを決定し、その結果を支援決定通知書(様式第5号)により、申請団体に通知する。この場合において、区長は派遣の目的を達するために申請団体に対して必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(活動報告書の提出)

第19条 支援決定団体は、活動終了後1ヶ月以内又は交付決定を受けた年度の3月31日までのいずれか早い時期に、活動報告書(様式第8号)を区長に提出するものとする。

第4章 防災活動に必要な資材購入費に対する助成

(支援内容)

第20条 区長は、予算の範囲内で、第3章のアドバイザー派遣を受けるマンション等に対して、防災活動に必要な資材の購入に係る費用の2分の1を上限に、年間5万円までの助成を行うことができる。

2 前項の費用の助成は、第14条第2項の期間中の2会計年度に加え、期間終了直後の3会計年度を合わせた、5会計年度まで受けることができる。

3 前項の活動経費の助成は、令和9年2月末日をもって終了とする。

4 防災活動に必要な資材購入費に対する助成は、第2章の活動経費の助成と併用することができる。

(助成の基準等)

第21条 防災活動に必要な資材購入費に対する助成に関して、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 領収書がない等使途が不明のもの
- (2) その他支援の趣旨に合致しないもの

(助成期間)

第22条 助成対象期間は、当該助成を実施する年度の4月1日から翌年2月末日までとする。

2 支援決定前に実施した活動についても助成対象に含めるものとする。

(助成の申請)

第23条 防災活動に必要な資材購入費に対する助成を受けようとする団体は、支援申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 団体概要(様式第2号)
- (2) 活動企画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)

(要件審査及び交付の決定)

第24条 区長は、内容及び効果等を審査のうえ、助成金の交付並びに交付予定金額を決定し、その結果を支援決定通知書(様式第5号)により、申請団体に通知する。

2 前項の場合において、区長は支援の目的を達するために必要な条件を付することができる。

(活動の変更等)

第25条 支援決定団体は、活動の内容若しくは遂行計画又は活動に要する経費の配分の変更をする場合においては、速やかに計画変更申請書(様式第6号)を区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を計画変更承認通知書(第7号様式)により、支援決定団体に通知するものとする。

(活動報告書の提出)

第26条 支援決定団体は、活動終了後1ヶ月以内又は交付決定を受けた年度の3月10日までのいずれか早い時期に、活動報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

(1) 収支決算報告書(様式第9号)

(2) 領収書

(3) 記録写真など

(助成金交付額の確定)

第27条 区長は、前条の活動報告書を審査のうえ、交付すべき助成金額を確定し、支援決定団体に対して、交付額確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第28条 支援決定団体は、前条の交付額確定通知書(様式第10号)を受領後ただちに請求書(様式第11号)により請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を当該団体に支払うものとする。

第5章 その他

(代表者の変更)

第29条 支援決定団体は、当該申請時より代表者に変更がある場合には、中央区「防災・コミュニティ助成」代表者変更届(様式第13号)を区長に提出しなければならない。

(活動の中止)

第30条 支援決定団体は、活動を中止する場合には、速やかに中央区「防災・コミュニティ助成」計画中止申請書(様式第14号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を中央区「防災・コミュニティ助成」計画中止承認通知書(様式第15号)により、支援決定団体に通知するものとする。

(活動の評価・調査等)

第31条 区長は、必要と認めるときは、支援決定団体に対して活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(支援の中止等)

第32条 区長は、支援決定団体が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の一部又は全部を取り消し、既に助成金の交付がされているときは、その助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
- (2) 助成を助成対象活動以外に使用したとき
- (3) 助成の条件その他この要綱の規定に違反したとき
- (4) 前条の調査または措置要求に従わないとき
- (5) その他区長が助成に適しないと認めたとき

2 区長は支援決定団体が次のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣を中止することができる。

- (1) アドバイザー派遣の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
- (2) アドバイザー派遣の条件その他この要綱の規定に違反したとき
- (3) 前条の調査または措置要求に従わないとき
- (4) その他区長がアドバイザー派遣に適しないと認めたとき

附 則

この要綱は平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和2年3月2日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月5日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月5日より施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日より施行する。